

## 個人情報に記載した書類の誤交付について

このたび、当センター母性外来において、患者さんの個人情報が記載された「母子手帳」を別患者に渡してしまうという事案が発生しました。このような事態を招きましたこととお詫び申し上げるとともに、再発防止に取り組んでまいります。

### 1 記載されていた個人情報

氏名、生年月日、性別、妊娠から出産までの記録と子供の身体状況

### 2 事案の経過

1月28日(水)10時頃

患者Bの診察後に母子手帳を返却の際、外来看護師が誤って患者Aの母子手帳も手渡した。

15時頃

母子手帳を紛失したものと認識した患者Aから外来に母子手帳の落とし物がないか問い合わせがあった。このため、患者Aと同じ「1か月健診」での受診者に連絡したが、誤返却は確認できなかった。

1月29日 12時頃

外来看護師が、患者Aに入電し、健診受診者に誤返却の事実が確認できなかったことを報告し、母子手帳の再発行手順を伝えた。

3月25日 9時頃

患者Bが受診し、患者Aの母子手帳を持っているとの申し出があり、誤って手渡したことが判明。なお、患者Bは1月28日以降2度受診していたが、誤返却の事実気づいていなかったとのこと。

16時頃

外来の管理者から患者Aに架電し、経緯を説明、謝罪し、後日母子手帳返却のため自宅訪問することを伝えた。

3月26日 16時頃

外来の管理者が患者A宅を訪問し、母子手帳を返却するとともに再度謝罪した。(謝罪は受け入れられた)

### 3 誤交付の原因

外来看護師が患者Bへ母子手帳を返却する際、氏名確認を怠ったため。

### 4 再発防止策

- ・母子手帳返却の際は、患者と相互に氏名確認することを徹底する。
- ・個人情報の適切な取り扱いに関し、院内で改めて周知を図った。